

後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには保健福祉課保険係への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◇自己負担限度額表【1年分の自己負担額の計算期間：令和元年8月1日～令和2年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3 割	現役並み所得者		【課税所得 690万円以上】 212万円
			【課税所得 380万円以上】 141万円
			【課税所得 145万円以上】 67万円
1 割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

令和元年8月～令和2年7月の1年間に係る高額介護合算療養費に該当する方には、令和3年3月下旬に申請の案内文を発送する予定です。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

小平町保健福祉課保険係 ☎56-2111 (内線287)

小平町高齢者グループハウス「やすらぎ荘」、「はまなす荘」の入居者を募集しています

*入居資格 小平町に住所を有するおおむね65歳以上で、介護保険法に基づく要介護認定申請において「自立等」と判定された一人暮らしの方および夫婦のみの世帯で、別に定める要件を満たす方。

やすらぎ荘	■所在地	小平町字小平町377番地の2
	■募集室数	1室
	■使用料	居室使用料(月額) 11,300円
		共有室使用料 1人入居の場合：月額2,000円 2人入居の場合：月額4,000円

はまなす荘	■所在地	小平町字鬼鹿港町287番地の1
	■募集室数	2室
	■使用料	居室使用料(月額) 10,100円
		共有室使用料 1人入居の場合：月額2,000円 2人入居の場合：月額4,000円

※居室における光熱水費(電気料・上下水道料)は、各室ごとの自費負担となります。

※お申し込みが募集室数を超えた際は抽選となる場合がございますので、予めご了承願います。

◎申し込み・問い合わせ先

保健福祉課福祉係(内線272)もしくは鬼鹿支所(☎57-1111)・達布支所(☎58-1111)